

「質問趣意書」への 答弁による税制改正

国 会議員が本会議や委員会で政府に質問する姿はテレビで放映され、新聞その他のマスコミで報道されますが、そこに登場するのは限られた人だけです。他の国会議員の姿はなかなか国民の目に届きませんが、衆議院・参議院のホームページを覗いてみると、紙の上での国会討論が盛んに行われていることが確認できます。何のことかと言うと、「質問趣意書」の提出とそれへの答弁というものです。毎年、衆参合わせて千通以上の「質問趣意書」と「答弁書」がやり取りされています。

そ の中の一つに、今年5月7日提出、5月15日答弁の文書で、事実上の重要な税制改正を確認するものがあり

ます。配当課税に係る10%（国税7%、住民税3%）の現行制度は平成25年度12月31日期限の時限法規であるが、その期限延長をしないとの内閣総理大臣名での答弁です。すなわち、政府が何もしないことによって、この規定は消滅し、本則税率の20%（国税15%、住民税5%）が復元してくるようになります。

質 問が配当に関してだけなので、株式の譲渡所得についての税率には触れていませんが、「金融所得間の課税方式の均衡化と金融所得課税の一体化」との前置きをしての答弁なので、質問が株式譲渡所得についても行われていたとしたら、同じ扱いをする旨の答弁になっていたと思われる

ます。

ア メリカの株式の配当や譲渡益などの税率は15%で、アメリカ連邦所得税の最高税率は35%です。日本の場合、現行税率7%で、所得税の最高税率は40%なので、税負担の投資家保護の実態はアメリカよりも激しい、と言えます。今回の、答弁による税制改正の予告で、ようやくアメリカの現行並み税率になります。

ア メリカの著名な投資家のパフェット氏が、自分の税負担の実効税率が配当や譲渡益などの投資家所得で占められているので、彼の部下の20人の従業員の誰よりも低いと実態開示し、富裕層は財政赤字削減の負担を分かち合うべきと主張し、話題を呼び、現実に世界の税制に影響を与えています。この影響が、日本の投資家所得課税にも更なる影響を及ぼすことになるのかどうか気になるところです。

「風の盆」、富山市八尾町では風祭りが始まります。これはこの時期に襲来する台風による風害から稲を守ることを祈願する祭りで夜を徹して踊りつづけます。秋の七草の咲き乱れる中、独特の風情があります。「雨風の中に立ちけり女郎花 来山」夏休み気分が8月も終わりました。税務調査も本格的に動きはじめます。7日白露、22日秋分。



希望を失わないでやっていると自然と知恵も出てくる。精神が集中して、そこに色々な福音が生まれてくる。

(松下幸之助)

9月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○8月分個人住民税特別徴収分の納付	
○7月決算法人の確定申告	10月1日	○7月決算法人の確定申告	
○25年1月決算法人の中間(予定)申告	"	○25年1月決算法人の中間(予定)申告	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。